

# パナソニック松愛会 規程集

○ 会 員 規 程	・ ・ ・ 1
○ 本 部 役 員 規 程	・ ・ ・ 2
○ 支 部 役 員 規 程	・ ・ ・ 4
○ 会 議 規 程	・ ・ ・ 6
○ 会 計 規 程	・ ・ ・ 9

2020年4月25日

パナソニック松愛会

## パナソニック松愛会 会員規程

### 第1条（会 員）

- (1) 松愛会会員は正会員と特別会員に区分する。
- (2) 以下の①②③の条件を満たし入会した者を正会員（以下会員）という。
  - ① パナソニック株式会社（以下会社という）および会社の指定する関係会社ならびにパナソニックグループ労働組合連合会の指定する関係労働組合（以下労働組合という）とパナソニック健康保険組合のそれぞれの定年退職者（定年扱い退職者を含む）で、本会の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た者。
  - ② 会社および会社の指定する関係会社ならびに労働組合とパナソニック健康保険組合において雇用構造改革の取り組みに伴う転進支援による退職者で、満 50 歳以上で退職し、本会の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た者。
  - ③ 会社および会社の指定する関係会社ならびに労働組合とパナソニック健康保険組合のいずれかに累計で 10 年以上の勤務実績があり、当会会員の推薦がある者で、満 50 歳以上に達したときに本会の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た者。ただし、退職事由が懲戒免職または懲戒免職に準ずる場合は除く。
- (3) 会員は次の事情が発生したとき、退会するものとする。
  - ① 会員が死亡したとき。
  - ② 会員より退会の申し出があったとき。
  - ③ 会員として会の信用を著しく毀損し、パナソニック松愛会会議規程 第 4 条(6)項で不適格と認定されたとき。
  - ④ 年会費を 1 年間滞納し、納入の要請に応じないとき。
- (4) 会社および労働組合から選出された者は、特別会員とする。
- (5) 会員は、居住地により定められた支部に所属する。

### 第2条（会 費）

2017 年 10 月以降入会の会員は入会金 2 万円、年会費 2 千円とする。

### 第3条（改 廃）

この規程の改廃は、本部役員会の決議による。

制定日 2020 年 4 月 25 日

## パナソニック松愛会 本部役員規程

### 第1条（本部役員の選出）

- (1) 会長、副会長および監査役（本会選出）は本部役員会で推薦し、全国大会で承認を得るものとする。
- (2) 支部長は支部役員会で推薦し、本部役員会で承認を得るものとする。
- (3) 会社および労働組合からの幹事・監査役はそれぞれから選出された者とし、事務局長は、会社から選出派遣された者とする。
- (4) 本部役員の任期中に死亡・転居・病気などで欠員が生じ、緊急に補充選任を要する場合は本部役員会に一任する。ただし、その任期は直近の全国大会までとし、この間の任期は第2条の規定には含まないものとする。  
なお、緊急に支部長の補充選任を要しない場合は、パナソニック松愛会会議規程第3条(3)項の規定による。会社および労働組合から選出する役員については、それぞれ会社および労働組合で補充選任し、本部役員会で報告するものとする。

### 第2条（本部役員の任期）

- (1) 本部役員の任期は1期2年とし、全国大会から翌々年の全国大会までとする。
- (2) 本部役員の在任年齢は満77歳までとする。ただし、任期中に満77歳を超えた場合で、職務遂行に支障がない場合はその任期満了まで就任することができる。  
同一役職の再任は原則3期6年までとする。
- (3) 本部役員の任期に関し、やむを得ない事情で、本条(1)項から(2)項までの規定を超える場合は、政策委員会で審議し、三役会で承認する。
- (4) 第1条(4)項により補充選任された本部役員の最初の任期は、その就任時から2年を経た直近の全国大会までとする。
- (5) 本部役員は任期終了後も、やむを得ない事情で後任者が就任できない場合、後任者が就任するまではその職務を行う。
- (6) 本会以外から選出された本部役員（幹事・監査役・事務局長）の任期は本条項を適用しない。

### 第3条（本部役員および顧問の職務）

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり、会長に事故あるときはあらかじめ定められた順によりその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、パナソニック松愛会規約 第14条で規定する事務局を総括し、諸会議に出席して会務の推進事務を行う。

(4) 顧問は、努めて諸会議に参加し、会務推進状況の把握に努めるとともに適宜助言を行う。

(5) 監査役は、本会の決算について監査を行い、その結果を全国大会に報告する。

#### 第4条（改 廃）

この規程の改廃は、本部役員会の決議による。

制定日 2020年4月25日

## パナソニック松愛会 支部役員規程

### 第1条（支部役員（副支部長・会計責任者含む））

- (1) 本会の支部毎に支部役員をおく。
- (2) 支部には、支部長を補佐する副支部長をおく。
- (3) 支部には、会計責任者を1名おく。
- (4) 副支部長および会計責任者は支部役員を兼務することを原則とする。
- (5) 支部役員の数、支部長から申請を受け、政策委員会・三役会で審議し、本部役員会で承認する。

### 第2条（支部役員を選出）

- (1) 支部役員は、パナソニック松愛会 会議規程 第6条で規定する支部大会で承認、または事後承諾された者とする。
- (2) 支部役員（副支部長・会計責任者を含む）の任期中に死亡・転居・病気などで欠員が生じ、緊急に補充選任を要する場合は、支部役員会に一任する。ただし、その任期は支部大会までとし、この間の任期は第3条の規定には含まないものとする。

### 第3条（支部役員任期）

- (1) 支部役員任期は1期2年とし、支部大会から翌々年の支部大会までとする。
- (2) 支部役員在任年齢は満77歳までとする。ただし、任期中に満77歳を超えた場合で、職務遂行に支障がない場合はその任期満了まで就任することができる。同一役職の再任は原則2期4年までとする。
- (3) 支部役員任期に関し、やむを得ない事情で、本条(1)項から(2)項までの規定を超える場合は、当該支部役員会で審議し、承認する。
- (4) 第2条(2)項により補充選任された支部役員最初の任期は、その就任時から2年を経た支部大会までとする。
- (5) 支部役員は任期終了後も、やむを得ない事情で後任者が就任できない場合、後任者が就任するまではその職務を行う。

### 第4条（支部役員職務）

- (1) 支部長は支部役員会を構成し、会務を決定遂行するとともに、選出された支部内の会員の把握と支部活動について、副支部長・支部役員と協力して推進する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐して会の運営にあたり、支部長に事故あるときはその職務を代行し、支部を代表する。
- (3) 会計責任者は、支部の会計（収支決算および収支予算）を担当する。

- (4) 支部役員は、担当区域の会員を把握するとともに、支部長を補佐して支部活動の推進に協力する。

第5条（改 廃）

この規程の改廃は、本部役員会の決議による。

制定日 2020年4月25日

## パナソニック松愛会 会議規程

### 第1条（会 議）

本会に次の会議をおく。

- (1) 全 国 大 会
- (2) 本 部 役 員 会
- (3) 三 役 会
- (4) 専 門 委 員 会
- (5) 支 部 大 会

※ 支部の事情により支部総会、その他の名称の使用も可とする

- (6) 支 部 役 員 会

### 第2条（全国大会）

- (1) 全国大会の成立は、パナソニック松愛会規約 第7条で規定する会長、副会長、支部長、および事務局長を加えた総数（以下出席者という）の3分の2以上の出席を要し、議案の議決は、事前に議案内容を全会員に送付して意向を確認し、出席者の過半数の承認をもって決めるものとする。

ただし、幹事・監査役は賛否に加わることはできない。

- (2) 自然災害および不測の事態発生時には全国大会を延期または中止することができる。中止による議案の議決は、事前に議案内容を全会員に送付して意向を確認した上で本条第(1)項で規定する出席予定者に議案書を送付し、過半数の承認をもって決めるものとする。

### 第3条（本部役員会）

- (1) 本部役員会の成立は、構成員の3分の2以上の出席を要するものとし、議事は出席支部長の過半数で決めるものとする。
- (2) 支部長は、各支部毎の動静および活動状況を報告するとともに、情報交換および活動に関する提言を積極的に行う。
- (3) 本部役員会の招集に関し、支部長に事故ある場合は、副支部長が支部を代表し、議決に参加できる。

### 第4条（三役会）

- (1) 三役会は、会長が招集する。
- (2) 三役会は、会長、副会長、および事務局長で構成し、議長は会長があたる。
- (3) 顧問、監査役は三役会に出席して意見を述べることができる。ただし、賛否に加わることはできない。

- (4) 議事は、第2項による構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。
- (5) 三役会においては、次の事項を付議する。
  - ① 全国大会・本部役員会に付議する事項
  - ② 全国大会・本部役員会での承認事項の執行に関する事項
  - ③ 会務執行で緊急を要する事項
  - ④ 全国大会・本部役員会の承認を必要としない会務に関する事項
- (6) 会員の適格性に疑義が生じた場合は、本会への影響度を三役会にて審議し、不適格と認定した場合は除名とする。

#### 第5条（専門委員会）

- (1) 本会の目的および活動を円滑に推進するため、次の専門委員会を設置する。
  - ① 政策委員会
  - ② 福祉委員会
  - ③ 社会貢献委員会
  - ④ 会報委員会
  - ⑤ ホームページ委員会
- (2) 本会の運営・活動上必要ある場合は、本部役員会の決議を経て前項以外に専門委員会を設けることができる。

#### 第6条（支部大会）

- (1) 支部大会は、支部長が招集する。
- (2) 支部大会においては、次の事項について承認、または事後承諾を得るものとする。
  - ① 支部役員
  - ② 支部活動報告および収支報告
  - ③ 支部活動計画および収支予算
  - ④ その他支部として必要と認められる事項
- (3) 自然災害および不測の事態発生時には支部大会を延期または中止することができる。中止による議案の承認は、議案内容を会員に送付し、過半数の承認をもって決めるものとする。

#### 第7条（支部役員会）

- (1) 支部役員会は、支部長と副支部長・支部役員で構成し、支部長が必要に応じ招集する。ただし、支部長の判断で支部活動を担う担当を支部役員会へ招集することができる。
- (2) 支部役員会においては、次の事項を付議する。
  - ① 支部長の推薦
  - ② 支部役員の推薦
  - ③ 副支部長、会計責任者、会報レポーター、HP責任者などの承認



- ④ 支部活動の推進に関する事項
- ⑤ 支部所属会員の動静に関する事項

第8条（改 廃）

この規程の改廃は、本部役員会の決議による。

制定日 2020年4月25日

## パナソニック松愛会 会計規程

### 第1条（会 計）

- (1) 本会の会計は次の種別とする。
  - ① 一般会計(会の運営に関し、年会費の一部および助成金などを財源とする会計)
  - ② 会員会計（会員の慶弔見舞、特別行事、積立金などに関し、入会金および年会費の一部を財源とする会計）
- (2) 寄付金は、その寄付主旨により、充当する会計種別を役員会において決める。
- (3) 会計の収支予算は、全国大会の承認を得るものとする。
- (4) 資金の管理に万全を期すため、資金保全委員会を設置し、そのメンバーは会長、副会長および事務局長がその任にあたる。
- (5) 会計の財務状況および収支決算は、監査役の監査報告とともに全国大会の承認を得るものとする。
- (6) 本会の活動年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- (7) 会員が本会を退会した場合は、本会の資産に対していかなる請求もすることができない。

### 第2条（改 廃）

この規程の改廃は、本部役員会の決議による。

制定日 2020年4月25日